

教員免許取得希望者の皆さんへ

平成31年4月1日から改正後の教育職員免許法（新法）が施行されます。なお、新法の施行日より前に大学（大学院）に入学した方には、経過措置が適用※されます。

※新法施行日より前から在籍する課程（学部又は大学院）と同一の課程に在籍し続けて免許状の取得要件を満たす場合に限り、現行の教育職員免許法（旧法）が適用される。

【新法が適用となる例】

例1 旧法による免許状取得要件を満たさないまま卒業（修了）した場合

→学部在籍時に免許状取得要件が不足するまま卒業し、大学院に進学した後に不足単位を修得する場合など

例2 既に免許状を所持している者が、平成31年4月1日以降に新たな免許状の取得を希望する場合

→学部で一種免許状を取得し、大学院へ進学して専修免許状を取得する場合など

ご自身が経過措置の適用を受けるかどうか不明な場合は、所属する学部・研究科の教務担当窓口までお問合せ下さい。

7月10日 教育・学生支援部教務課